平成２７年（フ）第２９０７号
東京都狛江市猪方２丁目１－９
債務者　糸井　　光
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９１０号
東京都中野区中野６丁目８―17―205
債務者　古川　貴央
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月２日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月２日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第１８１号
東京都八王子市中野町2104番地３
債務者　菅原　靖治
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１４６号
東京都府中市多磨町１丁目８番地の１リベルテ201
債務者　三浦　晃裕
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１６８号
東京都羽村市小作台１丁目13番地２中野ハイツ202
債務者　佐藤　春江（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２８２７号
千葉県東金市田間152―１―403
債務者　猪野　祐子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９１３号
東京都江戸川区西小岩１丁目27―20―304
債務者　山崎　正二
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２９１４号
東京都江戸川区西小岩１丁目27―20―304、住民票上の住所東京都港区南麻布５丁目２―９
債務者　河内　正子
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第４３号
静岡県浜松市東区北島町148番地　モントリアール103号
債務者　河合　美香
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月12日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第２８７１号
東京都小平市喜平町３丁目３－３－109
債務者　中倉　教雄
1　決定年月日時　平成27年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第６８号
山口県岩国市旭町２丁目12番57号
破産者　平田　和喜
1　決定年月日　平成27年４月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２６年（フ）第６９号
山口県岩国市旭町２丁目12番57号
破産者　平田由美子
1　決定年月日　平成27年４月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

債権者集会招集及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第６６号
長野県駒ケ根市上穂栄町６番７号ティンクル本町407、破産開始決定時の住所長野県上伊那郡宮田村6734番地
破産者　上林　　明
1　期日　平成27年６月24日午前11時30分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
3　免責意見申述期間　平成27年６月23日まで
平成27年４月３日　長野地方裁判所伊那支部

債権者集会等の期日

平成２５年（フ）第９７６５号
東京都大田区仲六郷２丁目44番10号リュミエール仲六郷103
破産者　株式会社日昭システム
債権者集会・債権調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年５月20日午前10時30分
平成27年３月30日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算開始

平成２６年（ヒ）第２０９３号
東京都台東区東上野２丁目22番10号ラスタビル３階
清算株式会社　アルファスター株式会社
代表清算人　水原　勇雄
1　決定年月日　平成27年４月２日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２７年（ヒ）第２０２５号
東京都足立区江北１丁目１番６号
清算株式会社　ＳＢＨ株式会社
代表清算人　松田　耕治
1　決定年月日　平成27年４月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部